リアンレーヴはるひ野

有料老人ホーム 重要事項説明書

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 年 月 日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社 木下の介護				
代表者名	代表取締役 佐久間 大介				
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー29階				
電話番号/FAX番号	03-5908-1310/03-5908-2382				
ホームページアドレス	https://www.kinoshita-kaigo.co.jp/				
資本金(基本財産)	1億円				
主な出資者(出捐者)とそ	<u> </u>				
の金額又は比率 ※1	株式会社木下グループ(100%)				
設立年月日	1995年10月26日				
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)44,163百万円(費用)44,128百万円(損益)35百万円				
会計監査人との契約	無 ・ 有 ()				
	介護保険指定事業(訪問介護、通所介護、居宅介護支援				
他の主な事業	、認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問介護、介護				
	予防通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)				

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名		リアンレーヴ	はるひ野
	類型		1 介護付 (一般型・外部サービス利用型)2 住宅型3 健康型
	居住の権利形態		1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の雰	要件	1 自立2 要介護3 要支援・要介護4 自立・要支援・要介護
施設の類型 及び表示事 項	介護保険		1 指定介護保険特定施設 (番号 1475602635、指定年月日2023年7月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域 密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分		1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関れ	つる職員体制	3:1以上
	提携ホーム	ムの利用等	1 提携ホーム利用可2 提携ホーム移行型
開設年月日		2017年4月1日	
施設の管理者	氏名	堀口 保昭	
所在地		神奈川県川崎	奇市麻生区はるひ野4-19-3

電話番号/FAX番号	044-819-8061/044-989-4368						
メールアドレス	reve-haru	hin	o@kinoshita	-gro	oup. co. jp)	
交通の便 ※3	小田急多摩	小田急多摩線「はるひ野」駅より 徒歩7分					
+ 1 % 257 151.7	https://ww	https://www.kinoshita-					
ホームページアドレス	kaigo.co.j	p/fa	cility/housi	ng_t	ypes/lien-	-reve_haruł	nino.html
敷地概要 ※4	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日~ 年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有						
	敷地面積			こわけ	で気の行無力	無一個	
建物概要	権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2013年4月1日~2033年3月31日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 RC造 地下0階 地上3階建(耐火・準耐火・その他) 延床面積 2620.83 ㎡(うち有料老人ホーム 2620.83㎡) 建築年月日 2013年3月7日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他(
	居室総数	60	室定員	60	人(一時介詞	護室を除く)	
	(内訳)						
			居室定員		室数	面	積
	居室		個 室		60室	$18.0\mathrm{m}^2\sim$	18. 0 m²
			うち2人定員		室	m²∼	m²
居室、一時介護室の概			2人部屋(相部屋)		室	m²∼	m²
要			人部屋(相部		室	m²∼	m²
	吐力	>=推	選 個 室		室	m²∼	\sim m^2
	一時介	一	2人部屋(相部屋		室	m²∼	m²
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>室</u>		人部屋 (相部屋)		m²∼	m²
	食堂			設置	隆 2,3階	(93. 92 m²)
	浴室	一舟	设浴槽	設置	造階 1階	(21. 15 m²)
		個消	4	設置	造階 2,3階	($3.2 \mathrm{m}^2$)
	浴室	リコ	フト浴	設置	階階	(m²)
	(介護浴槽)	スト	レッチャー浴	設置	音階 1階	(16. 35 m²)
共用施設・設備の概要	便所			設置	置所 1,2	, 3階	
(設置箇所、面積、設	洗面設備	洗面設備			置所 1,2	, 3階	
備の整備状況等)	医務室(健康管理室)			設置	性 1階	($16.5 \mathrm{m}^2$)
	談話室			設置	階	(m²)
	面談室			設置	造階 1階	($16.50\mathrm{m}^2$)
	事務室			設置	ไ 階 1階		
	洗濯室			設置	ไ 階 1階	(19.81 m²)
	汚物処理室			設置	造 階 1,2	, 3階	
	看護・介護	職員	室	設置	間 1,2	, 3階	

		設置階 1, 2, 3階(1階58. 15㎡		
	機能訓練室	2・3階93.92㎡)		
	7. 双起	他の共用施設との兼用(2,3階) 無・ 有 (食		
		堂)		
	健康・生きがい施設	1.設置階 1階 (57.67㎡)		
	1. 地域交流スペース	1. K E P 1 P (01. 01 III)		
	エレベーター ※5	2 基(ストレッチャー搬入 可・否)		
	 スプリンクラー	設置箇所 全館(各居室・設備・廊下		
)		
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.8m~ 1.8m)		
	消火器	無・有		
	自動火災報知設備	無・有		
	火災通報設備	無・有		
消防用設備等	スプリンクラー	無・有		
	防火管理者	無・有		
	防災計画(水害・土砂災害	無・有		
	を含む)	無 · [1]		
	緊急通報装置等の種類及び設	置箇所		
緊急通報装置等緊急連	居室のベッド脇、便所等に	ナースコールを設置		
絡・安否確認	安否確認の方法・頻度等			
	昼間・夜間共に原則3時間に	1回介護職員等が巡回		
同一敷地内の併設施設				
又は事業所等の概要				
※ 6				
有料老人ホーム事業の				
提携ホーム及び提携内				
容				

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算する こと。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、 介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※ 7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		前払い方式		月払い方式	選択方式
入院等による不 る利用料金(月払 扱い		1 2 3	減額なし 日割り計算で派 不在期間が		限り、日割り計算で減額
利田圏へのおウ	条件				する消費者物価指数及 きに則り改定します。
利用料金の改定	手続き方 法		運営懇談会を開作 上で改定を行いる		引受人等の意見を聴い

(2) 前払い方式

(2) 丽払い万式	
費用の支払方法 ※9	前払金等については当社指定金融機関口座に入居時までに一括支払。指定口座からの引き落としの場合、施設利用費及び管理共益費の支払いについては、次月分の請求金額を当月27日(但し、休日の場合は翌営業日)に引落します。当社指定口座への振込の場合、次月分を当月25日(但し、休日の場合は翌営業日)までに次月分の請求金額を支払うものとします。その他の費用は、原則として当月分の請求金額を次月に引落しまたは振込みいただきます。
iller 人	
敷金	無 ・ 有 (円、家賃相当額の か月分)
前払金 (介護費用の前払金を除 く)	前払金プラン 1:2,400,000円 法第29条第6項に規定される前払金 前払金プラン 2:4,800,000円 ※対象:要介護 1以上
想定居住期間又は償却期 間	5年(60ヶ月)
算定の基礎(内訳)	・内訳:オーナーに支払う地代家賃等を基礎に算定(施設利用費) ・算定根拠:前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営指導指針及び事務連絡(平成24年3月16日付)で示された以下の算式に基づき算定します。 (1ヶ月分の家賃等の額)×(想定居住期間60ヶ月)+(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて有料老人ホームの設置者が受領する額)
解約時の返還金(算 定方法等)	(入居者の入居後、3月が経過し、償却期間が経過するまでの間に契約が解除等された場合) (前払金ー初期償却額)÷(償却期間5年の実日数)×(契約終了日から償却期間満了日までの日数) ※居室の原状回復費及び支払債務がある場合は実費を差し引かれる場合があります。 ※初期償却額は、入居後3ヶ月を経過すると返還されません。 (入居日から3月以内に契約解除がなされた場合) 入居日から3月以内において、入居者からの解約の申し出がなされた場合は、居室明渡し日までのホームの利用の対価として、日割り計算(いずれの月も30日で計算)に基づく月額利用料、その他実費及び原状回復費用を事業者に支払うことで契約を終了できるものとします。 事業者は当該費用の支払い及び居室の明渡しを受けた後3ヶ月以内に、受領済みの前払金の全額を無利息で入居者に返還することとします。
返還の対象とならな い額の有無	無 ・ 有 (前払金プラン1:720,000円、前払金プラン2: 1,440,000円)
初期償却の開始日	入居日
介護費用の前払金	円 ~ 円
算定の基礎(内訳)	1,7
解約時の返還金(算	
定方法等)	
返還の対象とならな い額の有無	無 · 有 (円)

	初期償却の開始日								
月	額利用料	前払金プラン1:230,700円 前払金プラン2:187,700円							
	年齢に応じた金額設 定	無・有							
	要介護状態に応じた 金額設定	無・有							
					内	訳			
	料金プラン	月額利用料	管理費	介護費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他	
	※ 10	230, 700	117, 700		36, 300		76, 700		
		187, 700	117, 700		36, 300		33, 700		
		管理費施施設運営に関わる維持・管理費、水道光熱費、厨房管理費、本社管理部門人件費等(管理共益費)							
		介護費用	上記月額内訳に記載はしておりません。						
	算定根拠	食費	朝食289円 昼食402円 夕食519円 ※各食軽減税率適用						
	※ 11	光熱水費	施設全体の水道代、電気代、ガス代より算定(管理 共益費に含む)						
		家賃相当額	居室及び共用施設等の費用(施設利用費)						
		その他							
		寝具・リネンの	レンタル	費					
		寝具:1,650円/	/月 リネ	ン:1,100	0円/月				
		おむつ代、理美	容代、買	物代行、	医師の往記	診、協力□	医療機関	以外の	
月	額利用料に含まれな	医療機関への搬	送、外出	の際の付	添い、健康	東診断、	被服クリー	ーニン	
V.	実費負担等 ※12	グ、レクリエー							
		詳細は「介護サ	•						
		※居室に設置したテレビに係るNHK等の放送契約及び受信料の支払い							
		は各自にてお願いします。							

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1割の場合)		
要介護 1	要介護 1 174,307円 17,431円			
要介護 2	195,854円	19, 586円		
要介護3	218, 366円	21,837円		
要介護4	239, 270円	23, 927円		
要介護 5	261,460円	26, 146円		

各種加算の状況

身体的拘束廃止取組の有無	(減算	(減算型・ <u>基準型</u>)			
退院・退所時連携加算		(無・有)			
退居時情報提供加算		(無・有)			
入居継続支援加算		(無・有)			
生活機能向上連携加算		(無・有)			
個別機能訓練加算	(無•有)				
		(<u>II</u>)			
夜間看護体制加算	(無•有)	(I)			
若年性認知症入居者受入加算		(無・有)			
協力医療機関連携加算	(無・有)				
口腔・栄養スクリーニング加算		(無・ <u>有</u>)			
看取り介護加算		(無・有)			
科学的介護推進体制加算		(無・有)			
認知症専門ケア加算	(無•有)	(I)			
17 / 加昇	(//// / H /	(11)			
生産性向上推進体制加算	(無•)(新)	(I)			
工生工的工作是体制加升	/ <u>///</u> [H]/	(<u>II</u>)			
		(I)			
サービス提供体制強化加算	(無•有)	([[)			
		(Ⅲ)			
介護職員等処遇改善加算	(無·有)	(I)			
月 愛 概貝守光過以告加昇	(無 [月]	$(\overline{\Pi})$			

介護保険に係る利用料 ※13

(適用を受ける場合は 、市区町村から交付さ れる「介護保険負担割 合証」に記載された利 用者負担の割合に応じ た額)

介護予防特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1割の場合)
要支援1	58,852円	5, 886円
要支援 2	100,660円	10,066円

各種加算の状況

身体的拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)		
退居時情報提供加算	(無・ <u>有</u>)		
生活機能向上連携加算	(無・有)		
個別機能訓練加算	(無・有)	(<u>I</u>)	
	(/// [1])	$(\overline{\Pi})$	
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
協力医療機関連携加算	(:	無・有)	
口腔・栄養スクリーニング加算	(:	無・有)	
科学的介護推進体制加算	(無・有)		

	認知症専門ケア加算	(無•有)	(I)
		(W) H)	(
	生産性向上推進体制加算	(無•有)	(I)
	土连住的工程连体制加昇	(無 [月])	$(\overline{\mathbb{I}})$
	サービス提供体制強化加算		(I)
		(無•有)	(II)
			(Ⅲ)
	介護職員等処遇改善加算	(無•有)	(I)
	月 護職貝寺延趙以晋加昇	(無 [月])	$(\overline{\Pi})$

(3) 月払い方式

f定口座からの引き こついては、次月分 に引落します。当 休日の場合は翌常	か請求金	金額を当月	127日(但				
に引落します。当				し、休日	の場合は3	经囯莱目	
	社指定口	成への垢					
休日の場合は翌常		費用の支払方法 ()に引落します。当社指定口座への振込の場合、次月分を当月25日(低					
	営業日)	までに次月	月分の請求	金額を支	を払うもの	としま	
一。その他の費用に	は、原則と	として当月	月分の請求	金額を遊	ス月に引落	しまた	
は振込みいただきま	きす。						
無·有(円、	家賃相当	当額の	か月分)			
273, 700円							
無・有							
無·有							
			内	訳			
額利用料	管理費	介護費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他	
273, 700	117, 700		36, 300		119, 700		
∕∕∴ τπ #.	施設運営	に関わる	維持·管	理費、水	道光熱費	、厨房	
官理賃	管理費、本社管理部門人件費等(管理共益費)						
介護費用	上記月額	内訳に記述	載はしてお	らりません	/o		
食費	朝食289	円 昼食4	102円 夕		各食軽減	说率適用	
光熱水費	共益費に含む)						
家賃相当額	居室及び	ジュ おりゅう ボスティス はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	等の費用	(施設利	用費)		
その他							
t	振込みいただきま 無 ・ 有 (273,700円 無 ・ 有 無 ・ 有 額利用料 273,700 管理費 介護費用 食費 光熱水費 家賃相当額	振込みいただきます。 無 ・ 有 (円、 273,700円	振込みいただきます。 無 ・ 有 (円、家賃相当 273,700円	振込みいただきます。 無 ・ 有 (円、家賃相当額の 273,700円	振込みいただきます。 無 ・ 有 (円、家賃相当額の か月分) 273,700円 無 ・ 有 何	無・有(円、家賃相当額のか月分) 273,700円 無・有	

(自立・要支援・要介護)

寝具・リネンのレンタル費

寝具:1,650円/月 リネン:1,100円/月

(自立)

月額利用料に含まれない実費負担等 ※12

おむつ代、清拭・一般浴介助、理美容代、買物代行、医師の往診・与薬管理、提携医療機関以外の医療機関への搬送、外出の際の付添い、被服クリーニング、健康診断、レクリエーション費用等

(要支援・要介護)

おむつ代、理美容代、買物代行、医師の往診、協力医療機関以外の医療機関への搬送外出の際の付添い、被服クリーニング、健康診断、レクリエーション費用等

詳細は「介護サービス等の一覧」を参照

※居室に設置したテレビに係るNHK等の放送契約及び受信料の支払いは各自にてお願いします。

	朱	持定施設入居	者生活介護		((1か月30日の例)	
		区 分	月 額	禾	川用者負担額	碩(1 割の場合)	
		要介護1	174, 307 円		17,	431 円	
		要介護 2	195,854円		19,	586 円	
		要介護3	218, 366 円		21,	837 円	
		要介護4	護4 239,270 円 23,927 円		927 円		
		要介護 5	261, 460 円		26,	146 円	
		各種加算の	状況			J	
		身体的拘束	廃止取組の有無		(減算	草型・基準型)	
			時連携加算			(無・有)	
		退居時情報				無・有)	
		入居継続支				無・有)	1
		生活機能向]上連携加算		(無・有)	-
		個別機能訓	練加算		(無•有)		
		夜間看護体	制加算		(無•有)	(<u>II</u>)	-
介護保険に係る利用		協力医療機	関連携加算		((無・有)	
料		口腔·栄養	スクリーニング加]算	((無・有)	
※ 13		看取り介護	加算		((無・有)	
(適用を受ける場合		科学的介護推進体制加算			((無・有)	
は、市区町村から交		認知症専門]ケア加算		(無•有)	(I)	4
付される「介護保険		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			(2)	(II)	
負担割合証」に記載		生産性向上推進体制	:推進体制加算		(無•有)	(<u>II</u>)	4
された利用者負担の			サービス提供体制強化加算		(無•有)	(I)	-
割合に応じた額)		サービス提				(II)	-
		9 これ促尿性間域に加 算			(<u>NW</u> 11)	(III)	
		<u> </u>			/ fmr (-)	(I)	1
		介護職員等	処遇改善加算		(無・有)	(Π)	1
	介	護予防特定抗		護	(:	1 か月 30 日の例)	_
		区分	月額	禾		碩(1割の場合)	
		要支援1	58,852 円		5, 8	386 円	
		要支援 2	· ·		10,	066 円	
		各種加算の					
			廃止取組の有無		(減算型・ <u>基準型</u>)		
		退居時情報		_		無・ <u>有</u>)	
		生冶機能向]上連携加算	-	(2	悪・有)	
		個別機能訓	練加算		(無・有)		
			症入居者受入加算	算		悪・有)	
			関連携加算			無・有)	
			スクリーニング加タ	算		無・ <u>有</u>)	
		科字的介護	推進体制加算		(4	無・有)	

認知症専門ケア加算	(無・有)	(II)	
生産性向上推進体制加算	(無・有)	(I)	
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) (II)	
介護職員等処遇改善加算	(無・有)	(<u>II</u>)	

(4) 共通事項

改定ルール (勘案する要素及 び改定手続等)	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び 人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴き、双方同意上で 契約内容等を改定するものとします。改定にあたって、事業 者は入居者又は身元引受人等へ事前に通知します。
前払金の返還金の保全措置	無・有 保全措置の内容(りそな銀行による保全) 無の場合の理由()
サービスの提供に伴う事故等 が発生した場合の損害賠償保 険等への加入	無・ 有 有の場合の保険名(介護保険・社会福祉事業者総合保険:あいおいニッセイ同和損保)
消費税の対象外とする利用料 等	施設利用費、前払金
短期利用の設定(短期利用特 定施設入居者生活介護の届出 がある)	無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあると きは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプラン は記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、協力医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	私たちは、入居者・家族・地域の方々・職員の幸せ のため、何をすべきか、何ができるかを考え行動す ること、これを原点に介護事業に取り組んでいま す。心を込めてお一人おひとりに向き合い寄り添 うこと、それが何より重要と考えます。人と人との 関わりを大切にし、そこから学び、互いに教え合 い、穏やかで温もり溢れる日々をお過ごしいただ けるよう、務めてまいります。
サービスの提供内容に関する特色	ホームでの生活は、入居者が居室に篭ることなく、他の入居者との接点を提供し、自然に入居者同士のコミュニティが出来るように関わって参ります。また、入居者が出来ることはご自分で、出来ないことを職員や他の入居者が支え合うことで、身体レベル等の維持・向上を目指し、入居者がホームで過ごす日々を楽しんで頂けるよう、入居者の生活全般のサポートを行って参ります。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし

(2) 介護サービスの内容

(2) 分護サービスの内谷		
月額利用料(介護費用、光熱 水費、家賃相当額を除く)に	管理費	施設の整備・修繕・管理、施設運営に必要な本社 の管理部門費等(管理共益費)
含まれるサービスの内容・頻	食 費	3 食の提供
度等	その他	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添	ト護サービス等の一覧表による
月額利用料に含まれない実費 負担の必要なサービスとその 利用料	別添った	ト護サービス等の一覧表及び管理規程による
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14		ごス委託 外部業者 対食及びおやつ(行事食含む)の調理、提供、配膳
苦情解決の体制(相談窓口、 責任者、連絡先、第三者機関 の連絡先等) ※15	ます。受付 する苦情の 管理者 (j	本社において、下記のとおり随時苦情をお受けし けけた苦情に対しては、個人情報の取り扱いに関 の窓口も同様とします。 責任者):堀口 保昭 電話044-819-8061 :介護ご意見110番 電話0120-100-537

	行政機関						
	・神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口						
	連絡先:045-329-3447						
	川崎市役所健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課						
	連絡先: 044-200-2910						
事故発生時の対応(医療機関 等との連携、家族等への連絡 方法・説明等)	入居者の心身状況に異変その他緊急事態が生じた時は、医師 又は協力医療機関に連絡の上、応急処置、協力医療機関への 搬送を行うか、もしくは119番通報による医療機関への搬送等 を行います。また、早急に家族に連絡をとり、事故の内容の 説明を行うなどの適正な対応を行います。事故については、 再発防止に向けて今後の取り組みと予防対策を講じます。						
事故発生の防止のための指針	無・有						
損害賠償(対応方針及び損害 保険契約の概要等)	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命 、身体財産に損害が生じた場合、当社に過失が認められるも のについては速やかに損害賠償の手配を行い、誠意をもって 対応します。ただし、地震・津波等の天災、戦争・暴動や入 居者の故意によるもの等は除きます						
公益社団法人全国有料老人ホ	協会への	の加入無・	有				
ーム協会及び同協会の入居者 基金制度への加入状況	入居者基金への加入 無・ 有						
利用者アンケート調査、意見	有	実施日	2024年12月1日				
箱等利用者の意見等を把握す	任	結果の開示	1 有 2 無				
る取組の状況	無						
		実施日					
第三者による評価の実施状況	有	評価機関名称					
		結果の開示	1 有 2 無				
	無						

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

	時(認知症を含む)に 行う場所	全室介護専用居室の為、各居室にて介護可能。
入を居住後	居室から一時介護室 へ移る場合(判断基準 ・手続、追加費用の要 否、居室利用権の取 扱い等)	
み替える場合に居室又は施設	従前の居室から別の 居室へ住み替える場 合(同上)	より適切な介護サービスの提供の必要性等、介護上等の理由、その他やむを得ない事由が生じた場合、主治医の意見を聞き、一定の観察期間を設けた上で、事業者より入居者及び身元引受人へ説明、同意の上、居室変更等に係る同意書を交わし、居室を変更できるものとします。また、入居者は同意書を提出し事業者の承諾を得ることで居室を移動できるものとします。居室を変更した場合、変更前の居室の利用権は変更後の居室に移るものとし、変更前の居室の利用権は消滅するものとします。
	提携ホームへ住み替 える場合(同上)	

6 医療

	名 称	医療法人 亮正会 総合高津中央病院
協力医療機関(又は嘱託 医)の概要及び協力内容	診療科目	内科、外科、小児科、脳神経外科、形成 外科、整形外科、皮膚科、眼科、産婦人 科、透析療養科、耳鼻咽喉科、泌尿器科 、健康管理科、放射線科、麻酔科
	所在地	神奈川県川崎市高津区溝口 1-16-7
	距離及び所要時間	13.9km
	協力内容	緊急時の協力
	名 称	キノメディッククリニック登戸
	診療科目	内科、外科
協力医療機関(又は嘱託	所在地	神奈川県川崎市多摩区中野島 4-4-33
医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	約8.6km、車で約27分
	協力内容	往診、24 時間オンコール体制による医療 サービスの提供、緊急時対応のアドバイ ス、健康相談
	名 称	リスホームケアクリニック
協力医療機関(又は嘱託	診療科目	内科、外科、整形外科、精神科、緩和心 療内科、皮膚科、眼科
医)の概要及び協力内容	所在地	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘 5-7-1 ヴェルシャンブル 204
	距離及び所要時間	約 4.2 km、車で約 18 分

	協力内容	訪問診療・往診、健康相談、病状が急変 した場合等において医師又は看護職員が 相談対応を行う体制や施設からの診療の 求めがあった場合において診療を行う体 制を常時確保します。		
	名 称	稲城在宅療養クリニック		
	診療科目	内科		
 協力医療機関(又は嘱託	所在地	東京都稲城市長沼 3106-3 オークプラザ 6D		
医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	約3.8 km、車で約14分		
	協力内容	訪問診療・往診、24 時間オンコール体制 による医療サービスの提供、緊急時対応 のアドバイス、健康相談		
	名 称	つばさクリニック多摩		
	診療科目	内科、心療内科、精神科		
協力医療機関(又は嘱託	所在地	東京都町田市忠生 3-25-11 忠生ビル 1-A 号室		
医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	約 6.5km、車で約 27 分		
	協力内容	往診、24 時間オンコール体制による医療 サービスの提供、緊急時対応のアドバイ ス、健康相談		
	名 称	ふたば歯科		
協力歯科医療機関(又は 嘱託医)の概要及び協力	所在地	東京都調布市西つつじヶ丘 3-14-1 メンサンライズ 1 階 1 号		
内容	距離及び所要時間	約 10.8 km、車で約 37 分		
	協力内容	訪問歯科診療		
	名 称	あさがお歯科		
協力歯科医療機関(又は 嘱託医)の概要及び協力	所在地	東京都町田市森野 2-8-10		
内容	距離及び所要時間	約8.3km、車で約32分		
	協力内容	訪問歯科診療		
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	・原則、協力医療機関での受診とするが、かかりつけ医がある場合は、そちらによることもできます。 ・医療費用の負担については利用者負担とします。 ・長期入院を要する利用者がある場合には、施設利用費、管理 共益費、の支払により居室利用状態を継続することができます。			

7 入居状況等

(年月日現在) 入居者数及び定員 人 (定員 60 人) 男性 人、女 性 人 自立 人 (内訳) 要介護1 人 要介護2 人 入居者の状況 要介護3 要介護 人 人 要介護4 人 要介護5 人 (内訳) 要支援1 人 要支援 人 要支援2 人 歳、女性 平均年齢 歳(男性 歳) 運営懇談会の開催状況 運営懇談会については、年に1回の定期懇談会を実施する。参加

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定さ れる場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

者については、家族代表、施設職員、第三者から各1名ずつ選出

とするが、参加希望があれば自由とする。主な議題としては、

利用者の状況報告、行事等の報告、利用者の状態の報告等。

8 職員体制

な議題等)

(1)職種別の職員数等

(開催回数、設置者の役

職員を除く参加者数、主

(年 月 日現在)

<u> </u>	1801年77777180天 30、17					71 1 20 127
			常勤換算	後の	夜間勤務職員数	備考
		職員数	人数	うち自立対応	(16時~翌10時) (最少人数)	(資格・委託等)
	管理者					
	生活相談員					
	直接処遇職員					
	介護職員					
\$7 7	看護職員					
従業	機能訓練指導員					
業者	理学療法士					
1日の	作業療法士					
内	その他					
訳	計画作成担当者					
п/	医師					
	栄養士					
	調理員					
	事務職員					
	その他職員					
	合 計					

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

- 注2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者 に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、 常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
- 注3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に ※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 注4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画 作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2)職員の状況

(2) 職員の状況												
		他の職務との兼務						1 あり ② なし				
<i>F</i> /-	管理者				りり		•					
官			C係る 各等		資格等	の名称		Ś	广護福祉	士		
				2 な	: L							
		看護	職員	介護	職員	生活木	目談員		訓練	計画作成 担当者		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	前年度1年間の 採用者数		1	2	5	0	0	0	0	0	1	
	1年間の 職者数	3	4	2	2	0	0	1	0	0	0	
数業	1年未満											
数に応じた職員の人数業務に従事した経験年	1 年以上 3 年未満											
を事し、	3 年以上 5 年未満											
員の人	5 年以上 10 年未満											
数年	10 年以上											
従業者の健康診断の実施状況					1 b	りり	2 7	なし				

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数			6
要介護者の人数			47. 9
指定基準上の直接処遇職員の			17
人数 ※16			11
配置している直接処遇職員の		22. 6	
人数 ※17		22.0	
要支援者・要介護者の合計数			
人に対する配置直接処遇職員		0:1	
の人数の割合			

常勤換算方法の考え方	常勤職員の)週勤務時	間 40時間で除して算出
	介護職員	早番	7:00~16:00
		日勤	9:00~18:00
		遅番	12:00~21:00
従業者の勤務体制の概要		夜勤	16:00~翌10:00
作来有の勤務体制の概要	看護職員	早番	: ~ :
		日勤	9:00~18:00
		遅番	: ~ :
		夜勤	: ~ :

- ※16 常勤換算後の人数。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人(人)	介護職員実務者研修修了者	人(人)
介護福祉士	人 (人)	介護職員初任者研修修了者	人(人)
介護支援専門員	人(人)	認知症介護基礎研修修了 者	人 (人)
資格なし	人(人)		

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を()に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて 記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心 身の状況(自立・要支援・ 要介護)等)	原則として65歳以上の自立・要支援・要介護の方
	原則として65歳以上の自立・要支援・要介護の方
要介護)等)	
- 17 . 1947 17	
身元引受人等の条件及び義務等	【連帯保証人】 入居者は連帯保証人を定めるものとします。 ・連帯保証人は、入居契約の履行及び入居契約書に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うものとします。 ・連帯保証人の負担は、入居契約書の主表に記載する極度額を限度とします。 ・連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者が死亡したときに確定するものとします。ただし事業者は、当該確定前であっても債務の支払いを求めることができます。 【身元引受人】 入居者は身元引受人を定めるものとします。 ・身元引受人は、事業者と相談の上、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。 ・事業者は入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。 ・事業者は、入居者が要支援又は要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期
	的に身元引受人に連絡するものとします。

		/ [== \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	and the second of the second o					
		(上記は主な内容であるため、詳細は入居契約書第40条「連帯 保証人」及び第41条「身元引受人」を参照下さい)						
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	// 		余「牙兀引党人」を参照トさい)					
生活保護受	:給者の受入れ対応	<u></u> 百 • • • • • • • • • •						
**	入居者が入居契 する場合の事由 等 ※19	本く・し・す・・に有を・メ重(か【れのま2は303し契約難居と払と業居害老止居トな記契者者な入。居業を居合解れめ書、利規行ぼ一こにりがな解ら、こはがかっははす51が以ら等。用、定動しムとよ、及概除の事と事 前入て、、る条判以ら等。用、定動しムとよ、及概除の事と事 前入て、、る条判とれて、以の、のの、のの、ののでののでのでははないのでははないのでは、ののでははないのでは、といるのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	が以下のいずれかに該当し、かつ、そのことが 将来にわたって維持することが社会通かます。 虚偽の事実を記載する等の不正手段により身子 虚偽の事実を記載する等の不正手段により身子 を配して、本契約を解除することが表しまります。 をの他の支払いを正当な理由なく、3ヶ月遅れがありは る禁止又は居者及びたった。 る禁止の入居者を受ける切迫び接遇方法では できれるできますののできれがありは できれるできれがありは できれるできれがあります。 を参解に対するのができれるがにできますの継続に を参解に対して、少なくとも30日前に解約の申しる。 を参解に対して、少なくとも30日前に解約の申しる。 を参解に対して、少なくとも30日前に解約の申しる。 を参解に対して、少なくとも30日前に解約の申しる。 を参解に対して、少なくとも30日前に解約の申しる。 を参解に対して、少なくとも30日前にできます。 を参解に対して、少なくとも30日前にできます。 を参解に対して、少なくとも30日前にできます。 を参解に対して、少なくとも30日前にできます。 を参解にして、本める居出しないできます。のとは をとしたときます。 をといてもの役員がが次の各号の確約に反する事となる。 とができます。 反社会も多力の排除)の各号の確約に反する事したとき は後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した。					
		自宅等 社会福祉施設	1人					
計	退去先別の人数		3人					
退年年		死亡者	13 人					
一 者 度		その他	1人					
のお		C */ U	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
退去者の状況前年度における	生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)					
		入居者側の申し出	5人					

		(解約事由の例) 在宅復帰のため
体験入居の負担等	の期間及び費用	体験入居費用:14,400円/泊 体験入居期間:7泊8日以上2週間まで 備考:夕・朝食付き(2泊以上の利用で昼食無料)

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、<u>前払金</u>の返還時期等を正確 に記入。

10 情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
入居希	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
望者等への情	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
報開示	財務諸表の公開	1 公 開 (閲覧 ・ 写し交付) 2 非公開
※ 20	事業収支計画の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開

^{※20} 指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも 閲覧であることに留意すること。

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署 名

介護サービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定(有)・無)

					特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定((有)・無)						
区 分			自 立		<u> </u>	要支援 1 ~ 2			要介護 1 ~ 5		
提供サービスの別		利用料金に含まれる サービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生 活介護により提供される サービス、又は、利用料金 に含まれるサービス		るサービス	特定施設入居者生活介護 により提供されるサービ ス、又は、利用料金に含 まれるサービス	その都度徴収するサービス		
サービスの提供内容等	Ť	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法 (回数等)	提供方法(回数等)	金額 (単価)	
1. 介護サービス		•									
①巡回											
· 昼間 9時~17時	(有・無	_	_	_	3時間に1回	_	_	3時間に1回	_	_	
· 夜間 17時~9時	1 ・無	2回	_	_	3時間に1回	_	_	3時間に1回	_	_	
②食事介助	1 ・無	_	_	_		_	_	必要時適宜	_	_	
③排泄	J. /							A X . V. WELL			
• 排泄介助	(有・無	_	_	_	_	_	_	必要時適宜	_	_	
・おむつ交換	1 ・無	_	_	_	_	_	_	必要時適宜	_	_	
・おむつ代	(有・無	_	_	実費	_	_	実費	_	_	実費	
④入浴等											
・清拭※1	夕 ・無	体調不良時適宜	_	_	必要時適宜		_	必要時適宜	_	_	
・巡視(安全確認)	夕 ・無	0	_	_	_		_	_	_	_	
・見守り入浴	7.無	必要時適宜	_	_	2回/週 身体状況等により見守り又	週3回目以降	880円/回	_	_	_	
• 一般浴介助	有・無	_	_	_	は一般浴介助		_	2回/週 身体状況等により一般浴	週3回目以降	2,750円/回	
• 特浴介助	(1)・無	_	_	_	_	_	_	又は特浴介助	1	4,400円/回	
⑤身辺介助											
• 体位交換	(オ・無	_	_	_	_		_	必要時適宜	_	_	
・居室からの移動	11・無	体調不良時適宜	_	_	必要時適宜		_	必要時適宜	_	_	
・衣類の着脱	1・無	_	_	_	_		_	必要時適宜	_		
・身だしなみ介助	(1)・無	_	_	_	_		_	_	_	_	
⑥機能訓練	1分・無	0	_	_	0		_	0	_	_	
⑦通院の介助											
・協力医療機関	(1)・無	0	_	_	0		_	0	_	_	
・協力医療機関以外※交通費は実費	(有・無	_		3,300円/30分	_		2,728円/30分	_		2,728円/30分	
8緊急時対応											
・ナースコール	1 ・無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
• 緊急搬送時対応	1 ・無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
2. 生活サービス	•										
①家事	_										
・清掃※2	∌・無	1回/週	週2回目以降	1,320円/回	1回/週	週2回目以降	1,320円/回	1回/週	週2回目以降	1,320円/回	
・洗濯※3	 1・無	1回/週	週2回目以降	1,320円/回	2回/週	週3回目以降	1,320円/回	2回/週	週3回目以降	1,320円/回	
・クリーニング	10・無	_	_	実費	_		実費	_	_	実費	
・リネン交換※4	御・ 無	1回/週	週2回目以降	1,320円/回	1回/週		_	1回/週	_	_	
寝具レンタル	 多・無	-	布団・枕・ベッドパット	1,650円/月	_	布団・枕・ベッドパット	1,650円/月	_	布団・枕・ベッドパット	1,650円/月	
・リネンレンタル	分 .無	_	シーツ・布団カバー、枕カバー	1,100円/月	_	シーツ・布団カバー、枕カバー	1,100円/月	_	シーツ・布団カバー、枕カバー	1,100円/月	
ゴミ回収	 一無	0	粗大ごみ等	実費	0	粗大ごみ等	実費	0	粗大ごみ等	実費	

区 分提供サービスの別			自 立		妻	更支援 1 ~ 2		要介護 1 ~ 5			
		利用料金に含まれる サービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生 活介護により提供される サービス、又は、利用料金 に含まれるサービス		るサービス	特定施設入居者生活介護 により提供されるサービ ス、又は、利用料金に含 まれるサービス	その都度徴収するサービス		
サービスの提供内容等	等	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額 (単価)	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	
②居室配膳・下膳	→ ·無	体調不良時適宜	入居者様都合の場合	330円/回	体調不良時適宜	入居者様都合の場合	330円/回	体調不良時適宜	入居者様都合の場合	330円/回	
③理美容 ④代行	有・無	_		実費	_		実費	_	_	実費	
・買物 (Webのみ)	(1) 無	1回/週	_	_	1回/週	週2回目以降	660円/回	1回/週	週2回目以降	660円/回	
・役所手続き 3. 健康管理サービス	有無	_	_	_	_		_	_	_	_	
・健康管理するころ・健康診断	1.無	_	年2回の機会提供	実費	_	年2回の機会提供	実費	_	年2回の機会提供	実費	
• 健康相談	∌・無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
• 生活指導	1 無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
・バイタルチェック	有・無	必要時適宜	_	_	必要時適宜	_	_	必要時適宜	_	_	
• 服薬管理	(有)・無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
4. 入退院時、入院中のサー	ービス		1	I	11				1	I	
・医療費	有無	_	_	医療保険適用範 囲外の費用は実 費		_	医療保険適用 範囲外の費用 は実費	_	_	医療保険適用 範囲外の費用 は実費	
・移送サービス	有無	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
5. その他サービス											
• 郵便物、宅配便	有・無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
・クリーニングの取り次ぎ	オ・無	0	_	_	0	_	_	0	_	_	
・送迎・移送	有無	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
・外出介助※5	(有・無	_	_	_	_		4,400円/1時間	_		4,400円/1時間	
・レクリエーション	有・無	0	イベント費・材料費等	実費	0	イベント費・材料費等	実費	0	イベント費・材料費等	実費	

※金額表記は全て(税込)表記です。

※1体調不良等により、長期入浴が出来ない場合は入浴提供回数と同じ週2回、その他失禁等による臨時対応は適宜提供します。

- ※2 1回20分程度にて可能な範囲
- ※3 洗濯・乾燥・たたみをセットにて居室までお持ちして、必要に応じ収納します。
- ※4 失禁等により交換の必要が発生した場合は適宜対応いたします。
- ※5 交通費実費が別途かかります。
- 注1) 自立・要支援1~2・要介護1~5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
- 注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。 注3) 各サービスごとに提供方法(回数等)及び金額(費用負担等)を明示すること。 注4)上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

- 注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。

1 サービスの利用期間と内容

利用可能期間	最短 2日 ~ 最長 30日
サービス の内容	重要事項説明書の「4 サービスの内容」のとおり。

2 利用料

費用の支払方法			原則として請求書到着後2週間以内に、弊社が指定する金融機関への振込みをお願いいたします。金融機関は、請求書に記載されております。 入居者が使用する日常小口現金については、施設が認める範囲で施設にて立替を行い、月額諸費用と共に請求するものとします									
			0									
	1	目あたりの利用料	9, 12	23円								
	年齢	おに応じた金額設定	無·有									
	要介	護状態に応じた金額設定	無 ・ 有									
						内	訳					
		料金プラン	利用料	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他			
			9, 123	3, 923		1,210		3, 990				
			管理費	施設運営に関わる維持・管理費、水道光熱費、厨房 管理費、本社管理部門人件費等(管理共益費)								
			介護費用									
		算定根拠	食費	朝食289	円 昼食4	102円 夕		各食軽減	税率適用			
			光熱水費	管理費に	含まれま	:す。						
			家賃相当額	家賃相当 (施設利		物付属設	:備の使用	料金				
			その他									
		たりの利用料に含 い実費負担等 ※	康診断、医療	成人用紙おむつ代、医療機関への通院付添、買い物代行、定期健 康診断、医療費、レクリエーション、その他の日常生活費等 詳細は「介護サービス等の一覧」を参照								

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付される 「介護保険負担割合証」 に記載された利用者負担 の割合に応じた額)

○特定施設入居者生活介護

	日 額	利用者負担額 (1割の場合)					
要介護 1	5,810 円	581 円					
要介護 2	6,528 円	653 円					
要介護 3	7,278 円	728 円					
要介護 4	7,975 円	798 円					
要介護 5	8,715 円	872 円					

○各種加算の状況

夜間看護体制加算	(無・有)	I
	(無・有)	(I) /
サービス提供体制強化加算		(I) ¤
り ころ延供仲間短信加昇		(II)
		(Ⅲ)
	(無・囿)	I
		II
介護職員処遇改善加算		${ m III}$
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	(無・ <u>有</u>)	I
		П
介護職員等ベースアップ等 支援加算	(無・ <u>有</u>)	

3 その他

利用(契約)に際しての 留意点、特記事項等

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置·改善計画等)
140.	田町秀口	以間の円派			当施設に一時介護室は
	尼安			☑ 個室である。	ゴル政に一時が設全は
1	居室 (一時介護室)		適合	☑ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ある。	
	(時)/100年/			☑ 界壁で区分されている。	
	A 446		14 A	□ 機能ナーハニの押し得フェルをデナナナーマップ	
2	食堂	有	適合	☑ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している。	
				_ 居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規	
				模及び数を設けている。	
				☑ 手すりを設置している。	
3	浴室		適合	□ スロープを設置してい	
				② 浴槽用リフトを設置している。	
				(要介護者等が使用する浴室)	
				☑ 身体の不自由な者が使用するのに適している。	
				居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規	
4	便所		適合	☑ 常夜灯が設置されている。	
	D.77		21	☑ 手すりが設置されている。	
				☑ 要介護者等の使用に適している。	
┢					
L	14 T 50 Mb			☑ 居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規	
5	洗面設備		適合	模及び数を設けている。	
				☑ 洗面台が車椅子使用者に配慮した高さとなっている。	
6	医務室	+	油ム	_ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定す	健康管理室を設置
0	(健康管理室)	有	適合	□る診療所の構造設備の基準に適合している。	
7	面談室	有	適合	② プライバシーの保護に配慮されている。	
	江林 加州市	+			
8	汚物処理室	有			
9	看護·介護職員室	有			
_					
				適切な介護サービス等が提供できるよう入居定員等に応じた台	
10	エレベーター	有	適合	数を設置している。	
10	エレベーター	79	地口	☑ 少なくとも1基はストレッチャーを収納できる 操作盤は車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すりを	
				□ 構えるなど、要介護者等が使用するのに適している。	
Г				(設置箇所)	当施設に一時介護室はござい
11	緊急通報装置	有	適合	☑居室 □一時介護室 ☑浴室	ません。
				☑脱衣室 ☑便所	
				☑ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ある。	
				_ 両側に手すりを連続して設けるなど、要介護者等が使用するの	
	* -			に適している。	
12	廊下		適合	W. L. 3-4-5 Pet 19meter de 7 de 194 6 3 NV 1 - 2 L 2	
				※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、 かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている	
1				場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
13	居室等の出入口		適合	☑ 引き戸やドアハンドル等により円滑に利用できる構造である。	
\vdash				※中子体に外し、記録み※中国体派中が出ると、達をないして	
14	スプリンクラ一設備等		適合	消防法等に従い、所轄の消防署等消防機関の指導を受けて適切に整備している。	
H					
15	機能訓練室	有			
16	談話室	有			
17	洗濯室	有			
	/本体、/L-de.1.20、-1.1c=n				
1	健康・生きがい施設 (スポーツ・レクリ				
18	エーション等のため	有			
1	の施設、図書室そ の他の施設)				
L					
	事務室、宿直室、				
19	その他の運営上	有			
L	必要な設備				
1				☑ 洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、保管する設備を備えてい	
20	その他	有	適合	_ る。	
1				医薬品等を保管する鍵付きロッカーなど必要な備品を備えてい	
ı		l	l	్ శ్రీ.	I

以下は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の「努めること」と記載されている項目について、整備の有無を確認するものです。

No.	指針項目	設備の有無	整備の有無	整備されている項目についてチェック	備考(事業所の考え・代替措置等)
1	居室 (一時介護室)		整備	(居室内に便所、洗面設備、収納設備等を備える場合) 車椅子等の使用等に支障がないように十分な居室面積を確保 している。	
2	食堂	有	整備	☑ 使用者数を勘案し、衛生面を配慮した手指を洗浄する設備を設けている。	
3	洗面設備		整備	☑ 手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適している。	
4	汚物処理室	有	整備	☑ 居室のある階ごとに設置している。	
5	看護・介護職員室	有	整備	 ☑ 居室のある階ごとに設置している。 ☑ 入居者が日常的に利用する談話室等の共用設備に面して設置している。 ☑ カウンターにより区分するなど、談話室及び廊下等を見通すことができる形状となっている。 	
6	廊下		整備	□ 曲がり角は、すみ切り等の処理を行うなど、車椅子使用者の通 行に支障のない構造となっている。	
7	床		整備	☑ すべりにくく衝撃を吸収しやすい材質を使用している。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)

例(夜間対応職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。